

平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成27年5月25日
独立行政法人水産大学校

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成26年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、取り組みを行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

電気の供給を受ける契約については、平成22年度において裾切り方式による複数年契約を行っている。その他、基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている、自動車の購入及び賃貸借にかかる契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築物の設計に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約については、平成26年度に該当する契約はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための水産大学校における体制として、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき設置された「独立行政法人水産大学校グリーン調達推進体制」を活用することとした。